

公立大学法人京都市立芸術大学広報委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年3月29日一部改正)

(平成28年6月22日一部改正)

(平成29年5月 1日一部改正)

(令和5年3月31日一部改正)

(設置)

第1条 公立大学法人京都市立芸術大学に広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学における広報活動を行うため、情報の共有化を図るとともに必要な事項を企画、立案及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 広報を担当する理事
- (2) 情報管理主事
- (3) 美術学部各科の教員1名、音楽学部の教員2名、日本伝統音楽研究センターの教員1名及び芸術資源研究センターの教員1名（ただし、美術学部共通教育の教員は総合芸術学科に含む。）
- (4) 事務局長
- (5) 総務課長
- (6) 教務学生課長
- (7) 連携推進課長
- (8) その他広報を担当する理事が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、広報を担当する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、連携推進課において行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日理事長決定）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月22日理事長決定）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年5月 1日理事長決定）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日理事長決定）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。